

令和6年（措）第20号

排 除 措 置 命 令 書

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

株式会社MCデータプラス

同代表者 代表取締役 飯 田 正 生

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社MCデータプラス（以下「MCデータプラス」という。）は、ユーザーに対し、「グリーンサイト」と称する労務安全サービス（以下「グリーンサイト」という。）を提供するに当たり、別紙2記載の項目の作業員情報を提供しよう要請を受けた場合に、合理的な理由なく、ユーザー自らが登録した当該作業員情報を、当該ユーザーが求める形式で当該ユーザーに提供することに応じない行為を取りやめなければならない。
- 2 MCデータプラスは、次の事項を取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 前項の行為を取りやめること
 - (2) グリーンサイトのユーザーに対し、グリーンサイトから出力した電磁的記録である帳票（以下「帳票」という。）及び当該帳票を印刷した文書（以下これらを「帳票等」という。）を他社に提供する行為等を一律に禁止する行為を既に行っていないことを確認すること
 - (3) 今後、前項及び本項(2)の行為と同様の行為を行わない

こと

- 3 MCデータプラスは、前2項に基づいて採った措置を、グリーンサイトのユーザー、別表1記載のシェルフイー株式会社（以下「シェルフイー」という。）及び別表2記載の株式会社リバスタ（以下「リバスタ」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 4 MCデータプラスは、今後、第1項及び第2項(2)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 5 MCデータプラスは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 建設業向けクラウドサービス事業に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底
 - (2) 建設業向けクラウドサービス事業に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- 6 MCデータプラスは、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

MCデータプラスは、肩書地に本店を置き、「建設サイト・シリーズ」と

称する建設業向けクラウドサービス（以下「建設サイト・シリーズ」という。）
をユーザーに提供する事業を営む者である。

(2) 建設サイト・シリーズの概要

ア MCデータプラスは、平成27年7月1日以降、建設サイト・シリーズ
をユーザーに提供している。

イ MCデータプラスは、建設サイト・シリーズを構成する主なサービスと
して、グリーンサイトを提供している。

(3) MCデータプラスと競争関係にある事業者の概要

ア シェルフィーは、建設業向けクラウドサービスをユーザーに提供する事
業を営む者であるところ、平成31年4月頃以降、「Greenfile.
work」と称する労務安全サービスを提供している。

イ リバスタは、建設業向けクラウドサービスをユーザーに提供する事業を
営む者であるところ、令和2年4月頃以降、「Buildee 労務安全」
と称する労務安全サービスを提供している。

(4) 労務安全サービスの利用

労務安全サービスは、建設工事の現場において、元請となるユーザーと下
請となるユーザーとの間での労務安全書類のやり取りをインターネット上
で行うことにより業務効率化を可能とする役務であることなどから、建設工
事の現場において各種関連業務の効率化を実現するためには、元請となる
ユーザー及び下請となるユーザーが、同一の労務安全サービスを利用する必
要がある。

(5) グリーンサイトの利用に当たり登録する情報等

ア MCデータプラスは、グリーンサイトの提供に当たり、ユーザーに対し、
「「建設サイト・シリーズ」サービス利用約款」と称する約款（以下「サー
ビス利用約款」という。）への同意を求めている。ユーザーは、サービス
利用約款の内容に同意しなければ、グリーンサイトを利用できない。

イ ユーザーは、グリーンサイトの利用に当たり、自社らの作業員情報等を
登録する必要があるところ、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全
サービスに切り替えるためには、他社の労務安全サービスに作業員情報等
を再度入力して登録する必要がある。

ユーザーがグリーンサイトを利用する際には、別紙2記載の項目の作業

員情報を登録する必要があるところ、登録のために入力が必要となる作業員情報は、作業員1人につき最大100項目を超えることがあるため、多くの作業員を抱えるユーザーにとって作業員情報の登録は大きな負担となる。また、作業員情報は、労務安全書類の作成に利用されるほか、多数の作業員を建設工事の現場に適正配置するために利用されるなど、建設工事の施工に当たり必要かつ重要なものである。

なお、グリーンサイトに登録する別紙2記載の項目の作業員情報は、シェルフイー及びリバスタが提供する労務安全サービスの利用に当たり、それぞれ登録する作業員情報とおおむね同じである。

ウ ユーザーがグリーンサイトに登録した自社らの作業員情報等は、労務安全書類の作成等に利用され、ユーザーは必要に応じて、労務安全書類を帳票として出力することができる。

MCデータプラスは、グリーンサイトにおいてユーザーが帳票として出力する場合を除き、ユーザーが、その登録した作業員情報等を電磁的記録として直接出力することができないようにしている。

エ ユーザーがグリーンサイトの利用に当たり登録する作業員情報は、MCデータプラスによりデータベース化され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第1項の「個人情報データベース等」を構成する個人情報となることから、同条第3項の「個人データ」に該当する。

MCデータプラス及びグリーンサイトのユーザーは、個人情報保護法第27条第5項第3号等の規定に定める方法により、当該作業員情報を共同して利用している。

当該作業員情報は、個人情報保護法上、通常、共同利用の目的の範囲を超えて利用することができないが、あらかじめ本人の同意を得ることにより、共同利用の目的の範囲を超える利用が可能である。

(6) 労務安全サービスに係る取引の状況等

MCデータプラスは、平成31年4月以降、労務安全サービスに係る売上高において第1位の地位を占めており、また、令和5年12月時点における登録企業数、登録作業員数、契約元請会社数及び契約企業数において第1位の地位を占めており、いずれも第2位以下を大きく引き離している。

2 MCデータプラスによるユーザー等に対する行為

MCデータプラスは、他社に先行して、労務安全サービスを提供する事業を行っていたことから、同社の提供する労務安全サービスは多くのユーザーにより利用されており、これらのユーザーにより、作業員情報等が登録されていたところ、自社が提供する労務安全サービスの優位性が低下するというリスクを回避するためには、登録された当該作業員情報等を当該サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、次のとおり、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。

(1) MCデータプラスは、前記1(5)ウのとおり、グリーンサイトにおいてユーザーが帳票として出力する場合を除き、ユーザーが登録した作業員情報等を電磁的記録として直接出力できないようにしているため、ユーザーの中には、MCデータプラスに対し、当該ユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、別紙2記載の項目の作業員情報の提供を要請する者がいた。しかし、MCデータプラスは、遅くとも令和2年頃以降、当該要請があった場合に、グリーンサイトのユーザーに対し、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にするなどして、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒んでいる。

(2)ア 令和元年8月頃、シェルフイーが、同社のウェブサイト上に、グリーンサイトから出力した帳票をシェルフイーに提供することにより作業員情報を同社が提供する労務安全サービスに移行する方法等を記載した記事（以下「移行記事」という。）を公開したところ、同年9月9日、MCデータプラスは、移行記事の公開をやめさせることを目的として、サービス利用約款第29条第1項（8）の規定を別紙3のとおり改定し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、グリーンサイトから出力した帳票等を他社に提供する行為を一律に禁止した。

イ 令和3年12月1日、MCデータプラスは、サービス利用約款第29条第1項（12）の規定を別紙4のとおり新設し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、作業員情報を共同利用の目的の範囲外で加工、複写又は複製することを一律に禁止した。

(3)ア 前記(2)アの令和元年9月9日のサービス利用約款の改定から約1か月

の周知期間を経たことから、同年１０月２１日、MCデータプラスは、シェルフイーに対し、シェルフイーが公開した移行記事は、サービス利用約款に違反する行為をグリーンサイトのユーザーに促すものであり、当該ユーザーにグリーンサイトの利用停止等の不利益を招きかねない内容であるとして、移行記事の削除等を求める旨を同日付けの配達証明郵便により通知した。

イ 令和３年１月２０日、MCデータプラスは、シェルフイーが移行記事を用いて営業を行っていることを確認したことから、シェルフイーに対し、前記アと同様の理由により、シェルフイーが公開した移行記事の削除等を求める旨を同月２１日付けの内容証明郵便により通知した。

- (4) 令和２年９月頃、MCデータプラスは、グリーンサイトのユーザーが、リバスタの提供する労務安全サービスへの切替えに当たり、グリーンサイトから出力した帳票等をそのまま他社に提供している行為を行っていることを把握したことから、グリーンサイトのユーザーに対し、当該行為と同様の行為をさせないように注意を喚起することを目的として、同年１０月７日、グリーンサイトから出力した帳票等をそのまま他社に提供している事例が確認されたこと及び当該事例はサービス利用約款第２９条第１項（８）に規定する禁止事項に該当する旨の周知文を建設サイト・シリーズのポータル画面に掲載した。

また、MCデータプラスは、令和２年１０月２０日、同月２３日及び同月２８日の３回に分けて、グリーンサイトのユーザーに対し、前記周知文と同様の内容を記載した電子メールを送信することにより通知した。

- (5) なお、前記(2)及び(4)の行為に関し、MCデータプラスは、サービス利用約款第２９条第１項（８）の規定を別紙５のとおり、同項（１２）の規定を別紙６のとおり、それぞれ改定することを決定し、令和６年６月７日頃、グリーンサイトのユーザーに対し、電子メールを送信することなどにより、その旨通知した上で、同年７月１日に当該改定を実施した。

3 前記２の行為による影響

- (1) 前記２(1)の行為により、グリーンサイトのユーザーの中には、他社の労務安全サービスへの切替えを断念したユーザーがいた。また、グリーンサイトのユーザーの中には、他社の労務安全サービスへの切替えを実施したユー

ザーがいたが、前記 2 (1)、(2)及び(4)の行為により、当該ユーザーの下請となる事業者の作業員情報の移行に電磁的記録が利用できなかったため、やむを得ず、当該ユーザーが相当の時間及び費用を掛けて作業員情報を代行して手作業で入力するなど、切替えの実施に当たり、大きな負担を負うことになった。

(2) 前記 2 (1)の行為により、シェルフイー及びリバスタは、グリーンサイトのユーザーから、その下請となる事業者の作業員情報を容易に移行できないことを理由に取引を断られることがあった。

(3)ア 前記 2 (3)アの通知を受けたシェルフイーは、令和元年 1 0 月 2 1 日以降、MC データプラスに話を求めたが、同社はこれに応じなかった。そのため、シェルフイーは、やむを得ず、移行記事を非公開とし、営業先を変更するなど営業方針を見直さざるを得なくなった。

イ 前記 2 (3)イの通知を受けたシェルフイーは、移行記事の非公開を徹底した上で、令和 3 年 1 月 2 9 日付けで、MC データプラスの求めに応じて同社宛てにその旨を報告する文書を提出し、それ以降、当該移行記事を利用した積極的な営業が困難となった。

第 2 法令の適用

前記事実によれば、MC データプラスは、労務安全サービスの取引において、グリーンサイトのユーザーに他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせていることによって、自己と競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害しているものであって、この行為は、不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）の第 1 4 項に該当し、独占禁止法第 1 9 条の規定に違反するものである。

よって、MC データプラスに対し、独占禁止法第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

番号	用語	定義
1	ユーザー	後記番号 4 の建設業向けクラウドサービスの契約の相手方となるなどして、当該サービスを利用する建設業者等
2	労務安全サービス	同一の建設工事の現場に携わるユーザーが、後記番号 6 の作業員情報等を用いて、インターネット上で、後記番号 5 の労務安全書類について、作成・提出・受領・管理・保管することを可能とする役務
3	作業員情報	労務安全サービスの利用に当たり、ユーザーのうち、下請となるユーザーが登録する、建設工事の現場で作業に従事する作業員の個人情報
4	建設業向けクラウドサービス	建設工事の現場における各種関連業務の効率化を目的として、当該業務に係る情報の共有及び管理の支援を、インターネットを介して、建設業者等に提供する役務
5	労務安全書類	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき、建設工事の現場において、労務・安全衛生を管理するために作成が義務付けられるなどしている書類
6	作業員情報等	労務安全サービスの利用に当たり、ユーザーが登録する、作業員情報、車両・機械情報、企業情報、現場情報等の情報

別紙 2

番号	項目
1	従業員氏名
2	従業員生年月日
3	従業員氏名カナ
4	従業員性別
5	従業員血液型
6	従業員血液型 R H
7	従業員国籍
8	従業員在留資格
9	従業員パスポート情報
1 0	従業員パスポート有効期限
1 1	従業員在留カード情報
1 2	従業員在留カード満了日
1 3	従業員技能実習計画認定通知書
1 4	従業員技能実習計画認定通知番号
1 5	従業員技能実習計画
1 6	従業員経験開始年月
1 7	従業員ブランク期間
1 8	従業員職種
1 9	従業員住所の郵便番号
2 0	従業員住所
2 1	従業員携帯電話番号
2 2	従業員携帯電話メールアドレス
2 3	従業員電話番号
2 4	従業員メールアドレス
2 5	従業員顔写真
2 6	従業員緊急連絡先氏名
2 7	従業員緊急連絡先続柄
2 8	従業員緊急連絡先住所

番号	項目
2 9	従業員緊急連絡先電話番号 1
3 0	従業員緊急連絡先電話番号 2
3 1	従業員 C C U S 技能者 I D
3 2	従業員 C C U S カード発行回数
3 3	従業員 C C U S 本人確認番号
3 4	従業員 C C U S カード
3 5	従業員雇入年月日
3 6	従業員と恒常的な雇用関係を示す書類
3 7	従業員雇入時教育年月日
3 8	従業員の雇用に関するメモ
3 9	従業員雇用保険加入状況 選択
4 0	従業員雇用保険加入状況 特段の理由
4 1	従業員雇用保険加入予定年月
4 2	従業員雇用保険被保険者番号
4 3	従業員雇用保険証写し
4 4	従業員健康保険加入状況 選択
4 5	従業員健康保険加入状況 特段の理由
4 6	従業員健康保険加入予定年月
4 7	従業員健康保険種類
4 8	従業員健康保険有効期限
4 9	従業員健康保険証写し
5 0	従業員年金保険加入状況 選択
5 1	従業員年金保険加入状況 特段の理由
5 2	従業員年金保険加入予定年月
5 3	従業員年金保険種類
5 4	従業員年金保険有効期限
5 5	従業員年金保険証写し
5 6	従業員退職金共済加入 選択
5 7	従業員退職金共済加入状況 選択
5 8	従業員退職金被共済番号（手帳番号）

番号	項目
5 9	従業員退職金共済写し
6 0	従業員労災保険状況雇用形態
6 1	従業員労災保険特別加入状況
6 2	従業員と事業主との関係
6 3	従業員労災保険番号
6 4	従業員労災保険整理番号
6 5	従業員労災保険特別加入有効期限
6 6	従業員労災保険写し
6 7	従業員一般健康診断有効年数 選択
6 8	従業員一般健康診断受診日
6 9	従業員一般健康診断受診病院
7 0	従業員一般健康診断 視力
7 1	従業員一般健康診断 血圧
7 2	従業員一般健康診断 X線所見
7 3	従業員一般健康診断 糖検査
7 4	従業員一般健康診断所見有無
7 5	従業員が適正配置対象者かどうか
7 6	従業員じん肺管理区分
7 7	従業員資格登録番号
7 8	従業員資格取得日
7 9	従業員資格写し
8 0	特殊健康診断種類 選択
8 1	従業員特殊健康診断（じん肺）種別
8 2	従業員特殊健康診断（じん肺）受診日
8 3	従業員特殊健康診断（じん肺）受診病院
8 4	従業員特殊健康診断（じん肺）視力
8 5	従業員特殊健康診断（じん肺）血圧
8 6	従業員特殊健康診断（じん肺）X線所見
8 7	従業員特殊健康診断（じん肺）糖検査
8 8	従業員特殊健康診断（じん肺）所見有無

番号	項目
8 9	従業員特殊健康診断（有機溶剤）種別
9 0	従業員特殊健康診断（有機溶剤）受診日
9 1	従業員特殊健康診断（有機溶剤）受診病院
9 2	従業員特殊健康診断（有機溶剤）視力
9 3	従業員特殊健康診断（有機溶剤）血圧
9 4	従業員特殊健康診断（有機溶剤）X線所見
9 5	従業員特殊健康診断（有機溶剤）糖検査
9 6	従業員特殊健康診断（有機溶剤）所見有無
9 7	従業員特殊健康診断（鉛）種別
9 8	従業員特殊健康診断（鉛）受診日
9 9	従業員特殊健康診断（鉛）受診病院
1 0 0	従業員特殊健康診断（鉛）視力
1 0 1	従業員特殊健康診断（鉛）血圧
1 0 2	従業員特殊健康診断（鉛）X線所見
1 0 3	従業員特殊健康診断（鉛）糖検査
1 0 4	従業員特殊健康診断（鉛）所見有無
1 0 5	従業員特殊健康診断（電離放射線）受診日
1 0 6	従業員特殊健康診断（電離放射線）受診病院
1 0 7	従業員特殊健康診断（電離放射線）視力
1 0 8	従業員特殊健康診断（電離放射線）血圧
1 0 9	従業員特殊健康診断（電離放射線）X線所見
1 1 0	従業員特殊健康診断（電離放射線）糖検査
1 1 1	従業員特殊健康診断（電離放射線）所見有無
1 1 2	従業員特殊健康診断（特定化学物質）種別
1 1 3	従業員特殊健康診断（特定化学物質）受診日
1 1 4	従業員特殊健康診断（特定化学物質）受診病院
1 1 5	従業員特殊健康診断（特定化学物質）視力
1 1 6	従業員特殊健康診断（特定化学物質）血圧
1 1 7	従業員特殊健康診断（特定化学物質）X線所見
1 1 8	従業員特殊健康診断（特定化学物質）糖検査

番号	項目
1 1 9	従業員特殊健康診断（特定化学物質）所見有無
1 2 0	従業員特殊健康診断（高気圧業務）受診日
1 2 1	従業員特殊健康診断（高気圧業務）受診病院
1 2 2	従業員特殊健康診断（高気圧業務）視力
1 2 3	従業員特殊健康診断（高気圧業務）血圧
1 2 4	従業員特殊健康診断（高気圧業務）X線所見
1 2 5	従業員特殊健康診断（高気圧業務）糖検査
1 2 6	従業員特殊健康診断（高気圧業務）所見有無
1 2 7	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）種別
1 2 8	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）受診日
1 2 9	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）受診病院
1 3 0	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）視力
1 3 1	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）血圧
1 3 2	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）X線所見
1 3 3	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）糖検査
1 3 4	従業員特殊健康診断（四アルキル鉛）所見有無
1 3 5	従業員特殊健康診断（振動）種別
1 3 6	従業員特殊健康診断（振動）受診日
1 3 7	従業員特殊健康診断（振動）受診病院
1 3 8	従業員特殊健康診断（振動）視力
1 3 9	従業員特殊健康診断（振動）血圧
1 4 0	従業員特殊健康診断（振動）X線所見
1 4 1	従業員特殊健康診断（振動）糖検査
1 4 2	従業員特殊健康診断（振動）所見有無
1 4 3	従業員特殊健康診断（石綿）受診日
1 4 4	従業員特殊健康診断（石綿）受診病院
1 4 5	従業員特殊健康診断（石綿）視力
1 4 6	従業員特殊健康診断（石綿）血圧
1 4 7	従業員特殊健康診断（石綿）X線所見
1 4 8	従業員特殊健康診断（石綿）糖検査

番号	項目
1 4 9	従業員特殊健康診断（石綿）所見有無
1 5 0	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）受診日
1 5 1	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）受診病院
1 5 2	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）視力
1 5 3	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）血圧
1 5 4	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）X線所見
1 5 5	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）糖検査
1 5 6	従業員特殊健康診断（除染等電離放射線）所見有無
1 5 7	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）受診日
1 5 8	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）受診病院
1 5 9	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）視力
1 6 0	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）血圧
1 6 1	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）X線所見
1 6 2	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）糖検査
1 6 3	従業員特殊健康診断（歯牙酸蝕症検診）所見有無

別紙 3

改定前	改定後
第 2 9 条（禁止事項） 「申込者」および「利用者」は、「サービス」の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 （略） (8)「弊社」の営業や「サービス」の運営を妨げる行為。	第 2 9 条（禁止事項） 「申込者」および「利用者」は、「サービス」の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 （略） (8)「弊社」の営業や「サービス」の運営を妨げる行為。（「サービス」の利用により入手したものを他社サービスに提供する行為を含みますが、これに限りません。）

別紙 4

新設
(12)「サービス」に登録された個人情報及び個人データの目的外の加工、複写又は複製を行う行為。

別紙 5

改定前	改定後
(8)「弊社」の営業や「サービス」の運営を妨げる行為。（「サービス」の利用により入手したものを他社サービスに提供する行為を含みますが、これに限られません。）	(8)「弊社」の営業や「サービス」の運営を妨げる行為。（「サービス」に登録された個人情報及び個人データで、「申込者」又は「利用者」が「サービス」の利用により入手したものを、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供する行為（個人情報保護関連法令等において許容される場合を除きます。）を含みますが、これに限られません。）

別紙 6

改定前	改定後
(12)「サービス」に登録された個人情報及び個人データの目的外の加工、複写又は複製を行う行為。	(12)「サービス」に登録された個人情報及び個人データについて、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的外の加工、複写、複製その他の取扱いを行う行為。但し、個人情報保護関連法令等において許容される場合を除きます。

別表 1

事業者名	本店の所在地
シェルフイー株式会社	東京都目黒区大橋 2 - 2 2 - 4 2 N o . R 池尻大橋 B 1 F , B 2 F - A

別表 2

事業者名	本店の所在地	商号変更の状況
株式会社リバスタ	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 3 6 号	令和 4 年 4 月 1 日、 商号を株式会社 イーリバーズドッ トコムから現商号 に変更した。